

関西学生ソフトボール連盟規約

1968年4月1日制定

1978年9月1日改正

1980年7月7日改正

2020年1月12日改正

2022年1月23日改正

【名称】

第1章 名称

第1条 本連盟は、関西学生ソフトボール連盟と称する。

【目的と事業】

第2章 目的と事業

第2条 本連盟は、全日本大学ソフトボール連盟に加盟し、関西地区における大学ソフトボール団体の統括機関として、フェアプレイに代表されるスポーツパーソンシップを尊重し、大学ソフトボールの普及発展を図ることを目的とする。

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 春季リーグ戦及び秋季リーグ戦の開催
1. 全日本大学ソフトボール選手権大会予選会の開催
1. 新人戦及び本連盟主催の大会・行事の開催
1. ソフトボールに関する研究調査の推進
1. ソフトボールに関する講演会・講習会等の開催
1. その他、本連盟の目的達成のために必要な事項

【組織と運営】

第3章 組織と運営

第4条 本連盟は関西地区に所在する加盟大学をもって組織する。

第5条 本連盟の各事業は、男女それぞれの事務局において行い、必要に応じて各事務局が連携・協働するものとする。

第6条 本連盟に加盟しようとする大学ソフトボール団体は、所定の手続きにもとづき、男女の各事務局に申し込むものとする。

第7条 本連盟加盟大学は、その定められたところにより連盟の運営に必要な経費を分担するものとする。

【役員】

第4章 役員

第8条 本連盟に次の役員を置く。

1. 会長 1名
1. 副会長 若干名
1. 顧問 若干名

- 1. 理事長 1名
 - 1. 副理事長 2名 (男子担当1名、女子担当1名)
 - 1. 理事 加盟校と同数
 - 1. 監事 2名 (男子担当1名、女子担当1名)
 - 1. 事務局長 2名 (男子事務局1名、女子事務局1名)
 - 1. 事務局次長若干名 (男子事務局1名、女子事務局若干名)
 - 1. 学生委員長 2名 (男子事務局1名、女子事務局1名)
 - 1. 学生副委員長 2名 (男子事務局1名、女子事務局1名)
- 第9条 会長は、理事会において推薦し、総合役員会の承認を経て選任する。
- 2 会長は、本連盟に関する一切の事案について統括し、本連盟を代表する。
- 第10条 副会長は、会長の推挙により総合役員会の承認を経て選任する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 第11条 顧問は、特に必要とする場合、会長が加盟大学関係者及び本連盟 OB・OG 又は、学識経験者等の中から推薦し、総合役員会の承認を経て選任する。
- 2 顧問は、会長の諮問に応じて意見を答申するとともに、男女事務局の運営及び特定の事業等の遂行にあたり助言・提言を行なう。
- 第12条 理事は、本連盟加盟校の専任教職員であること、又は学長から委嘱されている者を基礎資格とし、加盟大学より理事を推薦し、会長の承認を得るものとする。
- 2 理事は、理事会を構成し、第24条に規定する任にあたる。
 - 3 理事長は、理事の互選により選任し、会長がこれを委嘱する。
 - 4 理事長は、会長の指示を受け会務を総理する。
- 第13条 副理事長は、理事長がこれを指名し、会長がこれを委嘱する。
- 2 副理事長は、男女それぞれの事務局の運営を統括する。
 - 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 第14条 監事は、理事長がこれを指名し、会長がこれを委嘱する。
- 2 監事は、本連盟の財務及び事業計画を監査する。
- 第15条 事務局長は、男女各事務局の選出方法により選出する。
- 2 事務局長は、理事長の指示を受け、本連盟の運営を援助する。
- 第16条 事務局次長は、男女各事務局の選出方法により選任する。
- 2 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 第17条 学生委員長は、男女各事務局の選出方法により選任する。
- 2 学生委員長は、理事長の指示を受け、本連盟の運営を援助する。
- 第18条 学生副委員長は、男女各事務局の選出方法により選任する。
- 2 学生副委員長は、学生委員長を補佐し、学生委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 第19条 学生委員は、本連盟加盟大学の学生の中から選任する。
- 2 学生委員は、各大学1名以内とする。ただし、同一大学で男子と女子の登録がある場合には、2大学とみなすことができる。

- 3 学生委員は、学生委員会を構成し、第 25 条に規定する任にあたる。
- 第 20 条 本連盟役員の任期は 2 年とし、再選を妨げない。ただし、学生委員の任期は 1 年とする。
- 2 役員に欠員が生じた場合には、所定の手続きを経てこれを補充しなければならない。

【会 議】

第 5 章 会 議

- 第 21 条 本連盟に次の会議を置く。
1. 総合役員会
 1. 個別役員会（男子部・女子部）
 1. 理事会
 1. 学生委員会
- 第 22 条 総合役員会は、本連盟の最高決議機関であり、第 8 条に規定する総ての役員で構成し、会長が招集する。
- 2 総合役員会は、毎年 1 回定期に開催し、必要あるときは、臨時総合役員会を開催することができる。
- 第 23 条 個別役員会は、男女固有の事項に対する決議が必要な時に会長が招集する。
- 2 構成役員は、総合役員会に準じ、男子の決議事項の場合は男子部役員のみ、女子の決議事項の場合は女子部役員のみとする。
 - 3 加盟校に対する表彰及び処分等、男女固有の事項についての審議は、個別役員会で行い、総合役員会に報告する。
- 第 24 条 理事会は、本連盟の執行機関とし、理事長が招集する。
- 2 理事会は、本連盟の会務を処理し、運営の責にあたる。
- 第 25 条 学生委員会は、本連盟の執行支援機関とし、学生委員長がこれを招集する。
- 2 学生委員会は、本連盟の会務の処理及び運営の援助にあたる。
 - 3 学生委員会は、必要に応じて男女合同の委員会を開催することができる。
- 第 26 条 本連盟の会議に欠席した役員は、白紙委任状を提出したものとみなす。ただし当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表した者は出席者とみなす。
- 第 27 条 本連盟の各会議の議事は、出席者の過半数をもって決定される。ただし、可否同数の場合には、議長の裁決によるものとする。また、第 9 章に定める資格の喪失については、個別役員会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成をもって議決されるものとする。なお、処分の対象となる大学には議決権はない。

【登 録】

第 6 章 登 録

- 第 28 条 本連盟の加盟大学は、各年度の定められた期日までに登録しなければならない。なお、本連盟に加盟するためには、各都道府県ソフトボール協会を經由して、日本ソフトボール協会に登録しなければならない。同時に、全日本大学ソフト

ボール連盟にも加盟しなければならない。

第29条 登録は、チーム登録と個人登録とする。未登録の場合は、本連盟が主催または共催・後援する競技大会等に参加することはできない。

第30条 チーム登録は、同一大学1チーム（男・女別）とする。ただし、同一大学であってもキャンパスの所在地が異なる場合は、キャンパス単位でチーム登録することができる。

第31条 選手登録は、入学時から卒業時または修了時までとする。ただし、登録できるのは学校教育法第86条に定める通信の学生、同法第90条に定める学生、同法第91条に定める専攻科と別科の学生並びに同法第102条に定める大学院の学生とする。

【事務局】

第7章 事務局

第32条 本連盟には男子事務局、女子事務局を置く。

2 各事務局は、事務局長の所属大学に置く。

3 各事務局は、事務局長によって管理運営される。

第33条 各事務局は、総合役員会・個別役員会及び理事会の決議又は理事会の諮問に基づいて連盟の運営にあたる。

第34条 各事務局の人事は、事務局長に一任する。

第35条 各事務局は、独自の方針で運営するが、本連盟の共通の目的を達成するために連携・協働を図りながら運営にあたる。

【会計】

第8章 会計

第36条 本連盟の経費は、次の収入をもってこれに当てる。

1. チーム登録料 1. 個人登録料 1. 寄附金 1. その他

第37条 本連盟の加盟大学は、チーム登録料及び個人登録料を納入しなければならない。

第38条 寄附金及びその他の収入は、本連盟の目的に則って受けることができる。

第39条 本連盟の資産は、男女各事務局が管理する。

ただし、男女各事務局に管理適任者がいない場合は、理事長または理事長が指名した者が管理を代行する。

第40条 男女各事務局の毎会計年度の予算は、各事務局で定めた手続きにもとづき作成する。予算書は、決算の報告と同時に個別役員会に報告しなければならない。

2 男女各事務局の毎会計年度の決算は、年度終了後6ヵ月以内に決算書を作成し、男女各監事又は男女各副理事長の承認を経た上で、男女各個別役員会に報告しなければならない。

第41条 会計年度は、男女各事務局に一任する。

【表彰及び資格の喪失】

第9章 表彰及び資格の喪失

第42条 本連盟及び大学ソフトボールの発展に著しい功勞のあった団体または個人は、各事務局が推薦し、総合役員会の議決を経て表彰することができる。

- 2 本連盟の規約及び決定に従わない加盟大学のチーム又は個人は各事務局の審議の報告を踏まえ、個別役員会の議決を経て試合出場停止、または除名等の処分をすることができる。個別役員会の議決は、出席者の3分の2以上の賛成をもって議決されるものとする。

【規約の改正】

第10章 規約の改正

第43条 本連盟の規約の改正については、総合役員会において出席者の3分の2以上の賛成をもって決定されるものとする。

【雑則】

第11章 雑則

第44条 本連盟規約の施行についての細則は、総合役員会で承認を経なければならない。

【附則】

この規約は、2020年1月12日から施行する。

この規約は、2022年1月23日から一部改正施行する。

【「個人情報の取り扱い」に関する細則】

第1条 本連盟規約第6章における「登録」に関わり、「個人情報の取り扱い」に関する細則について、次の通りとする。

- (1) 本連盟または関連する行事において、撮影および録画、公開等に同意する。
- (2) 撮影した画像およびビデオ映像やインタビュー記事、試合結果や個人名（表彰等）を、広報活動を目的としてインターネット上（連盟HP、SNS等）で公開・配信し、広報制作物に使用することに同意する。
- (3) 各大学の諸事情（スポンサーなど）により、撮影および録画、公開等を拒否することが出来る。拒否する場合は、各事務局に申し出るものとする。

【附則】

本細則は、2022年1月23日から施行する。